

工事名			監督職員名		総括監督職員	
工事箇所		請負業者名				

審査項目別運用表

【記入方法】 色付き部分の各セルをクリックして、該当項目を選択する。

(監督 職 員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
施工体制	1 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 契約締結後7日以内に、工程表を提出した。 ◇ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、作業分担の範囲が確認できる。 ◇ 工事カルテは、監督職員の確認を受けたうえで契約後10日以内に登録申請を行った。 ◆ 使用材料の品質証明書類や記録写真等を適切に整理している。 ◇ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を、契約締結後1か月以内に提出した。 ◇ 建設業退職金共済制度導入事業者であることの標識（シール）を現場に掲げるとともに、証紙の購入を適切に行い、配布を受け払い簿等により適切に把握している。 ◇ 施工体系図が現場の見やすい場所に掲げられ、現場従事者と一致している。 ◆ 建設業許可票、労災保険関係成立票を現場の見やすい場所に掲示している。 ◇ 元請が下請の作業成果を検査している。 ◇ その他 <p>理由：</p> <p>※ ◆は、必須評価項目を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・ d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p> </div>			<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※該当あればd評価	<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※該当あればe評価
配置技術者 (現場代理人等)	2 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ◆ 現場代理人が、現場に常駐している。 ◆ 現場代理人等が、監督職員との連絡調整を適時、的確に行っている。 ◇ 技術者が専任の者である場合に、現場に常駐している。 ◆ 書類や資料の整理を、適切に行っている。 ◆ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ◆ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ◇ 作業環境、気象・海象、地質条件等の困難克服に努めている。 ◇ 下請の施工体制、施工状況を把握すると共に、技術的な指導を行っている。 ◆ 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 ◆ 作業に必要な作業主任者を選任し配置している。 ◇ その他 <p>理由：</p> <p>※ ◆は、必須評価項目を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・ d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p> </div>			<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※該当あればd評価	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※該当あればe評価

考査項目	細 別	a	b	c	d	e									
施工状況	3 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※該当あればd評価	不適切である <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※該当あればe評価									
		<p>◇ 契約書19条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、相違があった場合は監督職員の確認を受けている。</p> <p>◇ 施工計画書を、施工に先立ち提出した。</p> <p>◆ 工事開始日後、30日以内に工事に着手した。</p> <p>◇ 施工計画書と現場施工方法が一致している。</p> <p>◇ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。</p> <p>◆ 現場内の整理整頓を、日常的に行っている。</p> <p>◆ 一工程の施工の検査・確認の報告を適切に行っている。</p> <p>◇ 各種試験の結果を、適切に整理している。</p> <p>◇ 建設副産物の処理や再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>◇ 工事全般において、低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>◇ 工具等のキャリブレーションを行い、記録を整備している。</p> <p>◇ その他 理由：</p> <p>※ ◆は、必須評価項目を示す。</p>													
		<p>判断基準</p> <table border="1"> <tr> <td>評価値が90%以上</td> <td>..... a</td> <td rowspan="4"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 </td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>..... b</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>..... c</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%未満</td> <td>..... d</td> </tr> </table>					評価値が90%以上 a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	評価値が80%以上90%未満 b	評価値が60%以上80%未満 c	評価値が60%未満 d
評価値が90%以上 a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。													
評価値が80%以上90%未満 b														
評価値が60%以上80%未満 c														
評価値が60%未満 d														
	4 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※該当あればd評価	不適切である <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※該当あればe評価									
		<p>◇ 工程に影響を与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</p> <p>◇ フォローアップ（工程表の修正）を実施し、適切に工程を管理している。</p> <p>◇ 現場または施工条件変更への対応が積極的で、処理が早い。</p> <p>◆ 地元調整等を積極的に行い円滑な工事進捗を図った。</p> <p>◆ 休日の確保を行っている。</p> <p>◆ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。</p> <p>◆ 適切な工程管理を行い、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>◆ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</p> <p>◇ その他 理由：</p> <p>※ ◆は、必須評価項目を示す。</p>													
		<p>判断基準</p> <table border="1"> <tr> <td>評価値が90%以上</td> <td>..... a</td> <td rowspan="4"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 </td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>..... b</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>..... c</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%未満</td> <td>..... d</td> </tr> </table>					評価値が90%以上 a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	評価値が80%以上90%未満 b	評価値が60%以上80%未満 c	評価値が60%未満 d
評価値が90%以上 a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。													
評価値が80%以上90%未満 b														
評価値が60%以上80%未満 c														
評価値が60%未満 d														

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(監 督 職 員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e								
施工状況	5 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である □ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※該当あればd評価	不適切である □ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※該当あればe評価								
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動した記録を整備している。 ◇ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録を整備している。 ◇ 安全教育・訓練等を4時間／月以上実施し、記録を整備している。 ◇ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ◇ 新規入場者教育を現場の特性を反映させて実施し、記録を整備している。 ◇ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ◇ 重機操作に際して、誘導員配置や、重機と人の行動範囲の分離措置をとっている。 ◇ 仮設工（山留め、仮締切、足場、支保工等）の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ◇ 照明灯、バリケード、工事標示板その他の保安施設について、設置・管理が適切である。 ◇ その他 理由： 												
		<p>判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">評価値が90%以上・・・・・・・・ a</td> <td style="width: 50%;">① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</td> <td>③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%未満・・・・・・・・ d</td> <td>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</td> </tr> </table>					評価値が90%以上・・・・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	評価値が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	評価値が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数	評価値が60%未満・・・・・・・・ d	④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。
評価値が90%以上・・・・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。													
評価値が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。													
評価値が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数													
評価値が60%未満・・・・・・・・ d	④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。													
	6 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である □ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ※該当あればd評価	不適切である □ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※該当あればe評価								
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係官公庁等と調整をした記録があり、トラブルの発生がない。 ◇ 地元住民や建物管理者等と、適切に協議及び調整を行った記録がある。 ◆ 地元住民や建物管理者等からの苦情がない。または、苦情に対する適切な対応を行った記録があり、以後のトラブルがない。 ◇ 隣接または同一現場の他工事との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ◆ 工事の目的及び内容等を、工事看板等により地域住民や歩行者等に分かりやすく周知している。 ◇ その他 理由： <p>※ ◆は、必須評価項目を示す。</p>												
		<p>判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">評価値が90%以上・・・・・・・・ a</td> <td style="width: 50%;">① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</td> <td>③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%未満・・・・・・・・ d</td> <td>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</td> </tr> </table>					評価値が90%以上・・・・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	評価値が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	評価値が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数	評価値が60%未満・・・・・・・・ d	④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。
評価値が90%以上・・・・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。													
評価値が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。													
評価値が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数													
評価値が60%未満・・・・・・・・ d	④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。													

<p>7 出来形</p>	<p>a</p> <p>□ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。</p> <p>※ ばらつきの判断は、別紙-4参照。</p>	<p>b</p> <p>□ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。</p>	<p>c</p> <p>□ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</p>	<p>d</p> <p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>※該当あればd評価</p>	<p>e</p> <p>□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p> <p>※該当あればe評価</p>
<p>① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>					
<p>設 備 工 事</p>	<p>a</p> <p>適切である</p>	<p>b</p> <p>ほぼ適切である</p>	<p>C</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>d</p> <p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>※該当あればd評価</p>	<p>e</p> <p>□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p> <p>※該当あればe評価</p>
<p>◆ 出来形管理図または出来形管理表が、適切にまとめられている。 ◆ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ◇ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理している。 ◆ 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が、許容範囲内である。 ◆ 製品の性能、機能の実測値が、設計値以上である。 ◆ 設備の据付及び固定方法が、設計図書または承諾図のとおりである。 ◇ その他 理由： ※ ◆は、必須評価項目を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... b 評価値が60%以上80%未満..... c 評価値が60%未満..... d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p> </div>					
<p>建 築 工 事</p>	<p>a</p> <p>適切である</p>	<p>b</p> <p>ほぼ適切である</p>	<p>C</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>d</p> <p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>※該当あればd評価</p>	<p>e</p> <p>□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p> <p>※該当あればe評価</p>
<p>◇ 出来形管理図または出来形管理表が、適切にまとめられている。 ◆ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ◇ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理している。 ◆ 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラつきが少ない。 ◆ 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラつきが少ない。 ◇ 解体または撤去工事の場合、撤去対象物の除去状況が確認できる。 ◇ その他 理由： ※ ◆は、必須評価項目を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... b 評価値が60%以上80%未満..... c 評価値が60%未満..... d</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p> </div>					

<p>⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>	<p>a</p>	<p>b</p>	<p>c</p>	<p>d</p>	<p>e</p>
<p>出来形及び出来ばえ 8 品質</p>	<p>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p>	<p>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p>	<p>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 □ 品質関係の想定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 □ 監督職員が、契約書第18条第1項に基づく改造請求又は、同条第2項に基づく破壊検査を行った。</p>
	<p>※ ばらつきの判断は、別紙-4参照。</p>			<p>※該当あればd評価</p>	<p>※該当あればe評価</p>
<p>① 品質の評定は、工事全般を通したものとす。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議のうえで品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>					

考査項目	工 種	a	b	c	d	e												
出来形及び 出来ばえ 8 品質	建築工事 (新築、改修)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である <input type="checkbox"/> 監督職員が、文書で改善指示を行った。 ※該当あればd評価	不適切である <input type="checkbox"/> 監督職員が、契約書第18条第1項に基づく改造請求又は、同条第2項に基づく改造請求を行った。 ※該当あればe評価												
		<p>(躯体、仕上げ工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 品質管理記録の内容が、適切である。 ◇ 品質計画において定めた管理項目、方法により、品質管理を行っている。 ◆ 材料の品質証明が適切である。 ◆ 施工の品質・形状が、良好である。 ◆ 不可視部分における品質確認のための写真記録が、適切である。 ◆ 不可視部分の写真記録が適切である。 <p>※ ◆は、必須評価項目を示す。</p>																
		<p>判断基準</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</td> </tr> <tr> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</td> </tr> <tr> <td>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</td> </tr> </table>					評価値が90%以上	a	評価値が80%以上90%未満	b	評価値が60%以上80%未満	c	評価値が60%未満	d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数	④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。
評価値が90%以上	a																	
評価値が80%以上90%未満	b																	
評価値が60%以上80%未満	c																	
評価値が60%未満	d																	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。																		
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																		
③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数																		
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																		
	解体工事	a	b	c	d	e												
				■ 評価とする。														

調査項目	工 種	a	b	c	d	e
出来形及び	設備工事共通	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
出来ばえ 8 品質		<p>◆ 機材等の品質及び形状が、設計図書に適合する旨の証明書等を整備している。</p> <p>◆ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書に適合する旨の試験成績書または証明書を整備している。</p> <p>◇ 品質及び性能確保のための技術検討を十分実施し、その記録がある。</p> <p>◆ 配管、配線、機器据付等の施工が、適切で良好である。</p> <p>◇ 機器、配管、ケーブル等の表示を適切な場所及び方法で行っている。</p> <p>◇ 屋外地中配管及びそれに伴う土工事等の施工を適切に行っている。</p> <p>◇ 接地は、法令、仕様書等に適合して施工している。</p> <p>◇ 防振、防音、沈下等に対する措置が適切である。</p> <p>◇ 溶接は仕様書等に基づき適切に行い、それを証明する資料を整備している。</p> <p>◇ 塗装は仕様書等に基づき適切に行い、それを証明する資料を整備している。</p> <p>◇ 施工完了時の試験の記録を整備している。</p> <p>◇ 機能の適切性が確認できる試運転の記録を整備している。</p> <p>◇ 操作制御関係が所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置等の機能が確認できる。</p> <p>◇ 関係法令及び仕様書等に準拠しているかの検討を行うとともに、必要に応じて申請手続きを行い、検査済証の交付等を受けている。</p> <p>※ ◆は、必須評価項目を示す。</p>			<p>□ 監督職員が、文書で改善指示を行った。</p> <p>※該当あれば d 評価</p>	<p>□ 監督職員が、契約書第 18 条第 1 項に基づく改造請求又は、同条第 2 項に基づく改造請求を行った。</p> <p>※該当あれば e 評価</p>
<p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 b</p> <p>評価値が60%以上80%未満 c</p> <p>評価値が60%未満 d</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は、c 評価とする。</p>				

別紙－1⑨ (建築・設備)

【記入方法】該当する項目の□にマークを記入する。

(監 督 職 員)

審査項目	細 別	1. 創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他 (項目記載)
創意工夫 【軽微なもの】	11 創意工夫 キーワード評価	■準備・後片づけ関係 <input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しに関する工夫 <input type="checkbox"/> 2. 現地調査方法に関する工夫 <input type="checkbox"/> 3. その他 (理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
		■施工関係 <input type="checkbox"/> 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減量またはリサイクルに対する積極的な取り組み <input type="checkbox"/> 6. 土工事、地業工事、鉄骨工事、コンクリート工事等の施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 7. 部材、機材等の運搬及び搬入等の施工方法に関する工夫 <input type="checkbox"/> 8. 電気工事等における配線、配管等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 9. 給排水・衛生設備工事等における配管、保温等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 10. 照明等による視界の確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 12. 運搬車両、施工機械等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 13. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 14. 施工管理及び品質向上等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 15. プレハブ工法等の採用による、工期短縮等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 16. 改修工事における仮設工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 17. その他 (理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
		■品質関係 <input type="checkbox"/> 18. 集計ソフト等の活用に関する工夫 <input type="checkbox"/> 19. 躯体工事の品質管理に関する工夫 <input type="checkbox"/> 20. 材料、機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 21. 施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 22. 品質記録方法に関する工夫 <input type="checkbox"/> 23. その他 (理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
		安全衛生関係 <input type="checkbox"/> 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫 (落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 26. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 27. 酸欠対策、有毒ガス及び可燃ガスの処理、粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 28. 周辺道路等の事故防止及び一般交通の安全確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 <input type="checkbox"/> 30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の環境保全に関する工夫 <input type="checkbox"/> 31. その他 (理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
		■施工管理関係 <input type="checkbox"/> 32. 出来形管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 33. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 34. 出来形または品質の計測、集計等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 35. CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 <input type="checkbox"/> 36. その他 (理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
		■その他 <input type="checkbox"/> 37. その他 (理由: <input type="checkbox"/> 38. その他 (理由: <input type="checkbox"/> 39. その他 (理由:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
		記述評価 (マークを 付したキー ワード項目 について、 評価内容を 詳細記述)	評点: 点 ・特に評価すべき創意工夫事例 を加算評価する。 ・加点は＋7点～0点の範囲 とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘 案して評点する。 1項目1点を目安とするが、 内容によってはそれ以上の点 数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】			

※1. 創意工夫においては「10. 施工条件等への対応」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加算・抽出記載する。
 ※2. 「施工状況」「出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加算対象とするが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
 ※3. 創意工夫は「実用新案・特許」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
 ※4. キーワードの評価 (選定) 及び詳細評価は、総括監督職員及び監督職員との合議をもって記述する。